

目黒区区有施設整備アドバイザー設置要綱

平成26年7月15日付け目企政第406号決定
(一部改定) 平成29年3月30日付け目企政第1668号決定
(一部改定) 令和2年4月1日付け目企政第1741号決定
(最終改定) 令和3年4月1日付け目企政第1611号決定

(目的)

第1条 区有施設の整備に関して専門的な意見を聴くため、目黒区区有施設整備アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、区有施設とは、区が保有する施設のうち、道路、橋りょう、公園（公園施設として設けられる建築物を除く。）及び公衆便所等の小規模な施設を除く施設をいう。

(所掌事項)

第3条 アドバイザーは、次に掲げる事項について、区長から意見を求められたときは、必要な助言を行う。

- (1) 区有施設の新規整備や更新（大規模改修及び建替えをいう。）に関すること。
- (2) その他区有施設見直し方針の具体化に関すること。

(構成)

第4条 アドバイザーは2人とし、公共施設に関する学識経験者のうちから区長が委嘱する。

(任期)

第5条 アドバイザーの任期は委嘱の日から2年とする。ただし、再任を妨げない。

(意見の公表)

第6条 アドバイザーの意見は、公表するものとする。

(庶務)

第7条 庶務は、企画経営部資産経営課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成26年7月15日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。